

感染防止対策強化推進補助金（第2期）のご案内

本補助金は、県内の中小企業・小規模企業等が、これまでの感染防止対策（業種別ガイドラインに基づく取組等）に加え、さらなる感染防止対策のために行う物品等の購入を支援するものです。また、飲食店における感染防止対策を支援し、「みえ安心おもてなし認証制度（あんしん みえリア）」の活用を促進します。※ 申請に際しては、必ず「募集案内」をご確認ください。

補助金額 補助上限額：10万円 補助率：2/3

令和3年6月10日以降支出した経費が対象（消費税は含まず）

申請期間 令和3年8月6日（金）～10月31日（日）消印有効（延長しました）

※先着順 応募状況により期間満了前に終了する場合があります。



補助対象事業者 三重県内に主たる事務所又は事業所を有する以下の事業者（但し、令和3年5月31日～6月25日まで実施した「三重県新型コロナウイルス感染症感染防止対策強化推進補助金」の交付を受けた方を除く）

- ◆中小企業・小規模企業（いわゆる「みなし大企業」を除く）
- ◆個人事業者（事業収入が主たる収入〔最も多い収入〕である者に限る。不動産所得が主たる場合は不可）
- ◆NPO法人、一般社団法人、社会福祉法人、生活協同組合、事業協同組合、農業協同組合、漁業協同組合等（行政機関〔公共施設及びその管理者を含む〕、公的企業、独立行政法人、大企業等は除く）

※飲食業を主たる事業としている方は、「みえ安心おもてなし認証制度（あんしん みえリア）」の申請を行っている場合に限ります。

※宿泊事業者の方は「県内宿泊事業者感染防止対策等支援補助金」の活用をご検討ください。なお、同じ物品での重複支給はできません。

補助対象事業 補助対象事業者が、県内の店舗、事務所及び事業用施設において、新型コロナウイルス感染防止対策として業種別ガイドライン等を踏まえたうえで実施する、さらなる感染防止対策に資する物品等及び非接触に資するデジタル化に係る物品等で事業継続のために購入したもの（業務で使用する既存物品の買替は含まない）

対象経費例	物品購入に伴う設置費、送料等を含む	対象外経費例
<p>【消毒関係】 次亜塩素酸水発生装置、非接触消毒液用ディスペンサー</p> <p>【飛沫対策関係】 アクリル板、フロアマーカー（ソーシャルディスタンス用）</p> <p>【換気関係】 サーキュレーター、ウイルス抑制機能付空気清浄機、CO2センサー ほか</p>	<p>【非接触型対応関係】 キャッシュレス化読取機、セルフ対応レジスター、非接触型自動水栓、web会議ソフトウェア（ソフトウェアは、パッケージソフトに限る）</p> <p>【その他衛生管理関係】 トイレ洋式化、非接触体温計、サーモカメラ、抗原検査キット</p>	<p><以下は対象になりません></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自社内部の取引によるもの ・汎用性のある物品（パソコン、タブレット、ネットワーク関連機器、車両等） ・業務で使用する物品の買替 ・中古品、オークションによる購入 ・ポイント、金券、小切手、手形等での支払 ・マスク、消毒液、フェイスシールド、ペーパータオル、フィルターなどの消耗品、事務用品、工具類、人件費、修繕費、振込手数料、公租公課等

※上記の対象経費以外でも感染対策に資すると判断される場合には対象とすることもあります。必ず「募集案内」をご確認ください。ただし、申請の前に対象になるか必ず事務局へお問い合わせください。

申請方法 「三重県感染防止対策強化推進補助金」案内サイト（https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027_00018.htm）から申請様式（様式1）をダウンロードし記載のうえ、必要書類を添えて以下の提出先へ1部郵送してください。
〒514-0004 津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル6階 三重県中小企業団体中央会 補助金事務局 宛

事務局・問合せ
〒514-0004
津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル6階
三重県中小企業団体中央会 補助金事務局
電話 059-228-5195
（受付時間 平日9時～17時）

Q & A

※申請に際しては、このチラシのほか、必ず「募集案内」をご確認ください。

Q1 既に購入した経費についても申請可能ですか？

令和3年6月10日以降に支出した経費が対象となります。但し、領収書・レシート、物品の写真等が必要となります。

Q2 この補助金は、先着順ですか？

令和3年8月6日（金）から申請受付を開始し、先着順となります。申請総額が予算額に達した場合、受付期間中に受付を締め切る場合があります。応募状況については、随時「三重県感染防止対策強化推進補助金」案内サイトにてお知らせします。 https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027_00018.htm

Q3 交付されない場合がありますか？

補助対象事業者、補助対象事業等の内容が要件に合致しない場合、交付されない場合があります。募集案内等で要件等を確認のうえ申請してください。申請受付の後、事務局で審査を行い交付又は不交付の通知を送付させていただきます。

Q4 補助上限額10万円、補助率2/3というのはどういう意味ですか？

補助金額は、補助対象経費（消費税は含みません）に3分の2を乗じた金額となります。ただし、補助上限額は10万円とします。（例えば、補助対象経費が27万円の場合、3分の2を乗じた金額は18万円となりますが、この場合、補助上限額の10万円が補助金額となります。）

Q5 大企業は対象ではないですか？

大企業は対象となりません。中小企業・小規模企業とは、中小企業基本法第2条第1項に定める会社及び個人をいいます。また、発行済株式の多くを同一の大企業が所有するなどのいわゆる「みなし大企業」も対象外です。

Q6 マスクや消毒液は対象になりますか？

マスク、消毒液、ペーパータオル、フェイスシールド、フィルターなどの消耗品は対象となりません。

Q7 パソコン、タブレットは対象になりますか？

パソコン、タブレット、ネットワーク関連機器、車両、バイクなどの汎用性のある物品は対象となりません。

Q8 換気扇を設置したいのですが、設置費も対象になりますか？

物品の購入等に伴う設置費、送料は補助対象経費に含めていただくことができます。委託費、外注費、工事費（抗ウイルス施工等、物品購入を伴わないもの）、人件費、修繕費、振込手数料、公租公課などは対象となりません。

Q9 ソフトウェアも対象となりますか？

パッケージソフトウェアに限りソフトウェアも対象となります。開発等が必要な専用ソフトウェアは対象となりません。

Q10 持参による申請はできますか？

持参等での申請は受け付けられません。必ず、「三重県感染防止対策強化推進補助金」案内サイト

（https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027_00018.htm）から申請様式（様式1号）をダウンロードして記入のうえ必要書類とともに、簡易書留等、郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

Q11 どのような添付書類が必要ですか？

領収書・レシート等の写し、直近の確定申告書別表1（法人）又は第1表（個人）の写し、通帳の写し、物品等に係る写真などが必要です。詳しくは、募集案内を確認してください。

Q12 店舗が複数あるのですが、店舗ごとに申請はできますか？

同一事業者による申請は1回限りとし、2回以上の補助金申請を行うことはできません。

Q13 クレジット払いでの支払いも対象となりますか？

申請者の名義のクレジットカードによる支払いであれば対象となります。申請者と違う者の名義のクレジットカードによる支払いは対象となりません。なお、引き落とし日ではなく、決済日をもって支払いが完了したものとみなします。

Q14 物品がまだ手元に届いていないが、先に申請ができますか？

必要書類として購入した物品等の写真を添付していただく必要があります。物品がお手元に届いたのち、物品の写真を撮影していただき、全ての書類を整えたのちに申請してください。

Q15 ポイント払いは対象になりますか？

ポイントを物品等の購入代金に充てた場合、補助対象経費の対象とはなりません。

Q16 別表の対象外経費にある「業務で使用している既存物品の買い替え」とはどういう意味ですか？

従前より設置している機器を更新する場合については、更新の前後で感染防止対策の内容に変わりが無いため、当補助金の目的である「さらなる感染防止対策」に該当せず、対象外としています。